

## ○下水道受益者納付金に関する細則

平成30年1月20日制定

### 下水道受益者納付金に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、日吉台共有施設管理組合規約（昭和61年5月25日制定。第4条において同じ。）第12条第1項第3号に定めるもののほか、下水道受益者納付金に関し、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この細則において、用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 受益者負担金とは、都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）第75条の規定に基づき、公共下水道に係る下水道事業に要する費用の一部に充てるため、富里市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和63年6月20日条例第16号。以下「条例」という。）の規定により徴収するものをいう。

(2) 下水道受益者納付金とは、富里市公共下水道の接続に伴い、日吉台共有施設管理組合（以下「組合」という。）が条例第8条第2項第5号の規定により受益者負担金が免除されたことを受け、新組合員と旧組合員との負担の格差について、公平負担の原則に基づき、組合が徴収する受益者負担金に相当するものをいう。

(3) 新組合員とは、平成12年4月1日以後に組合員となった者で、下水道受益者納付金が徴収されることになる者をいう。

(4) 旧組合員とは、次条の規定により適用除外となる者をいう。

(適用除外)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、この細則を適用しない。

(1) 施設利用保証金（集中污水处理施設利用保証金に限る。）を納付した者

(2) 平成12年3月31日まで効力のあった日吉台共有施設管理組合規約（昭和61年5月25日制定）第12条第1項第1号に規定する施設修繕積立金（集中污水处理施設修繕積立金に限る。）を納付した者

(納付対象者)

第4条 下水道受益者納付金を納付する対象者は、規約第12条第1項第3号に規定する組員とする。

(納付金額)

第5条 下水道受益者納付金は、組合員が所有する1区画の宅地面積につき、1平方メートル当たり400円を乗じて得た金額とする。

(事情変更)

第6条 条例の受益者負担金の金額が変更となった場合は、前条の1平方メートル当たりの金額を変更して算定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成30年2月1日から施行する。  
(下水道受益者納付金に関する細則の廃止)
- 2 下水道受益者納付金に関する細則（平成12年4月1日制定）は、廃止する。